

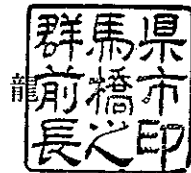
前橋市告示第 228 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により、別記調書のとおり本市区域内の町区域の変更をするので告示します。

なお、この町区域の変更の効力は、前橋市南部拠点西地区土地区画整理組合による前橋市南部拠点西地区土地区画整理事業の地区内に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項に規定する換地処分の公告があった日の翌日から生じます。

平成 28 年 4 月 4 日

前橋市長 山 本



別記

調 書

町	地 番
下 川 町	5 6 の 3 1

上記区域を横手町に変更する。

町	地 番
鶴 光 路 町	1 1 3 の 2 の一部、1 1 3 の 3 の一部、1 1 4 の 3 の一部、 1 1 4 の 4 の一部、1 1 4 の 6 の一部、1 1 4 の 7、 1 1 4 の 8 の一部、1 1 5 の 2、1 1 5 の 4、1 1 5 の 5、 1 1 5 の 6 の一部、1 1 5 の 8、1 1 7 の 2、1 1 7 の 4、 1 1 7 の 5、1 1 8 の 2 の一部、1 1 8 の 3 の一部、 1 1 9 の 2 の一部、1 1 9 の 3 の一部、1 2 0 の 2 の一部、 1 2 1 の 3 の一部

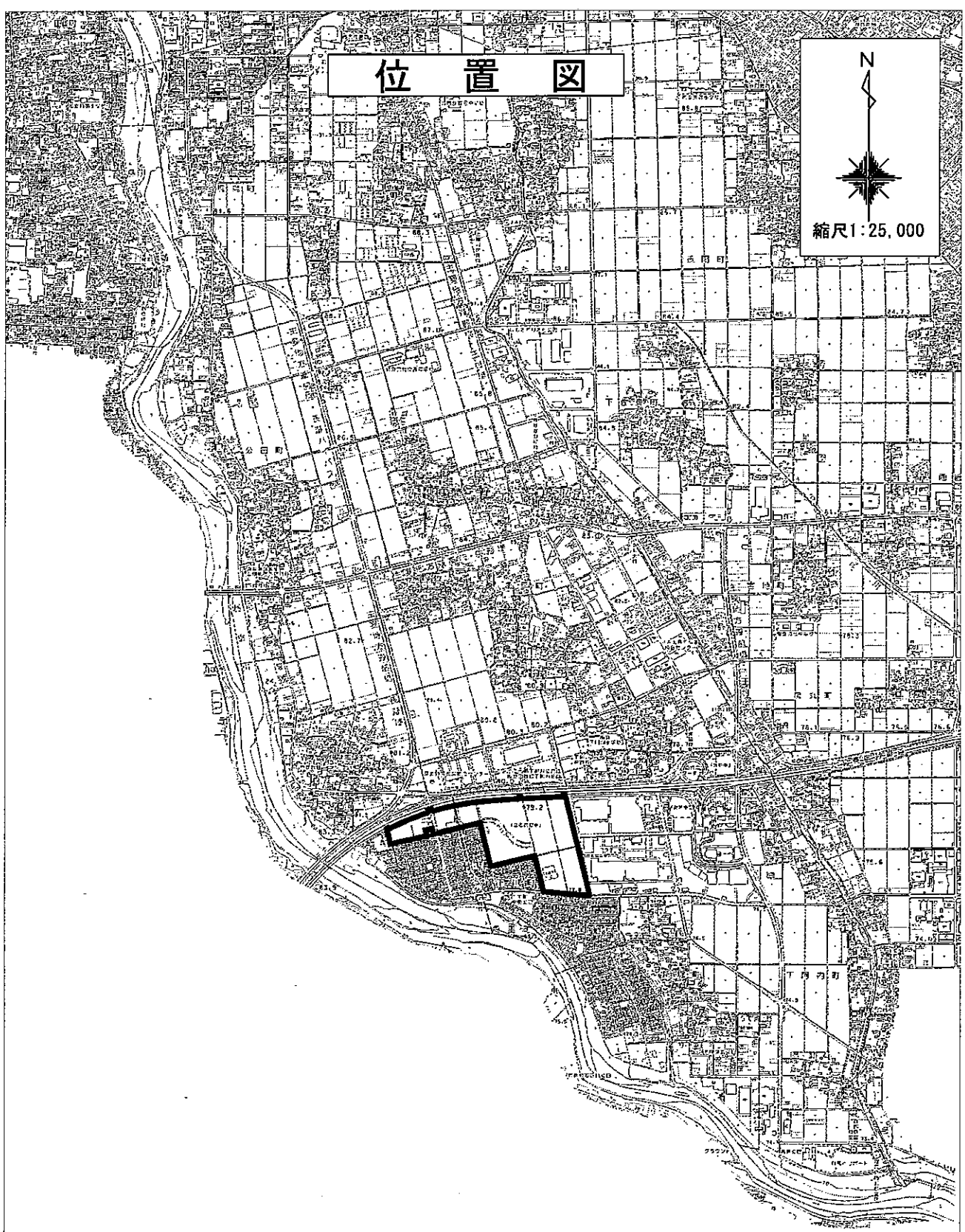
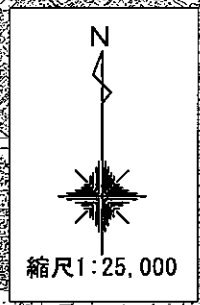
上記区域を亀里町に変更する。

町	地 番
鶴 光 路 町	1 1 7 の 3、1 2 1 の 2、1 2 1 の 3 の一部、1 2 1 の 4、 1 2 2 の 3 から 1 2 2 の 8 まで、1 2 3 の 6
亀 里 町	9 5 9 の 2 の一部、9 6 0 の 2 の一部、9 6 0 の 3 の一部、 9 6 1 の 3、9 6 6 の 4 の一部、1 0 0 2 の 3、1 0 0 2 の 4、 1 0 0 3 の 2、1 0 0 3 の 3、1 0 0 4 の 2、1 0 0 5 の 3、 1 0 0 6 の 2 から 1 0 0 6 の 4 まで、 1 0 0 7 の 3 から 1 0 0 7 の 7 まで

上記区域を新堀町に変更する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日調査

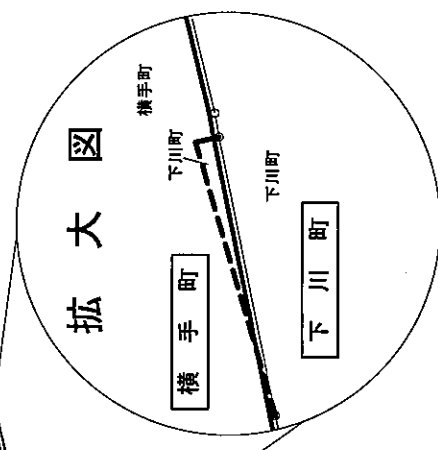
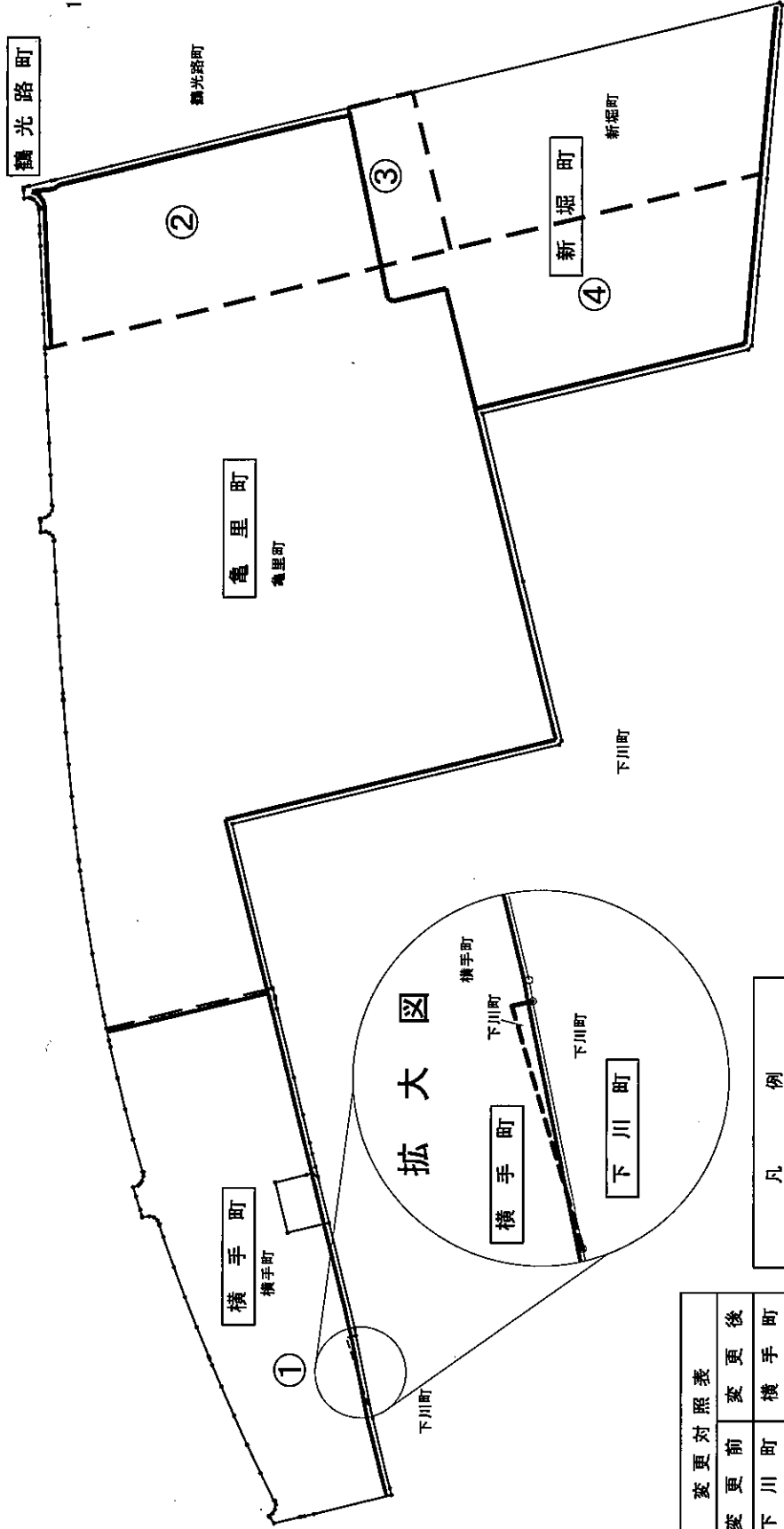
位置図



凡	例
	施行地区

概要図

1:4,000



変更対照表		
区域	変更前	変更後
①	下川町	横手町
②	鶴光路町	亀里町
③	鶴光路町	新堀町
④	亀里町	新堀町

凡 例	
新 町 界	——
変 更 町 界	- - - -
地 区 界	——○——